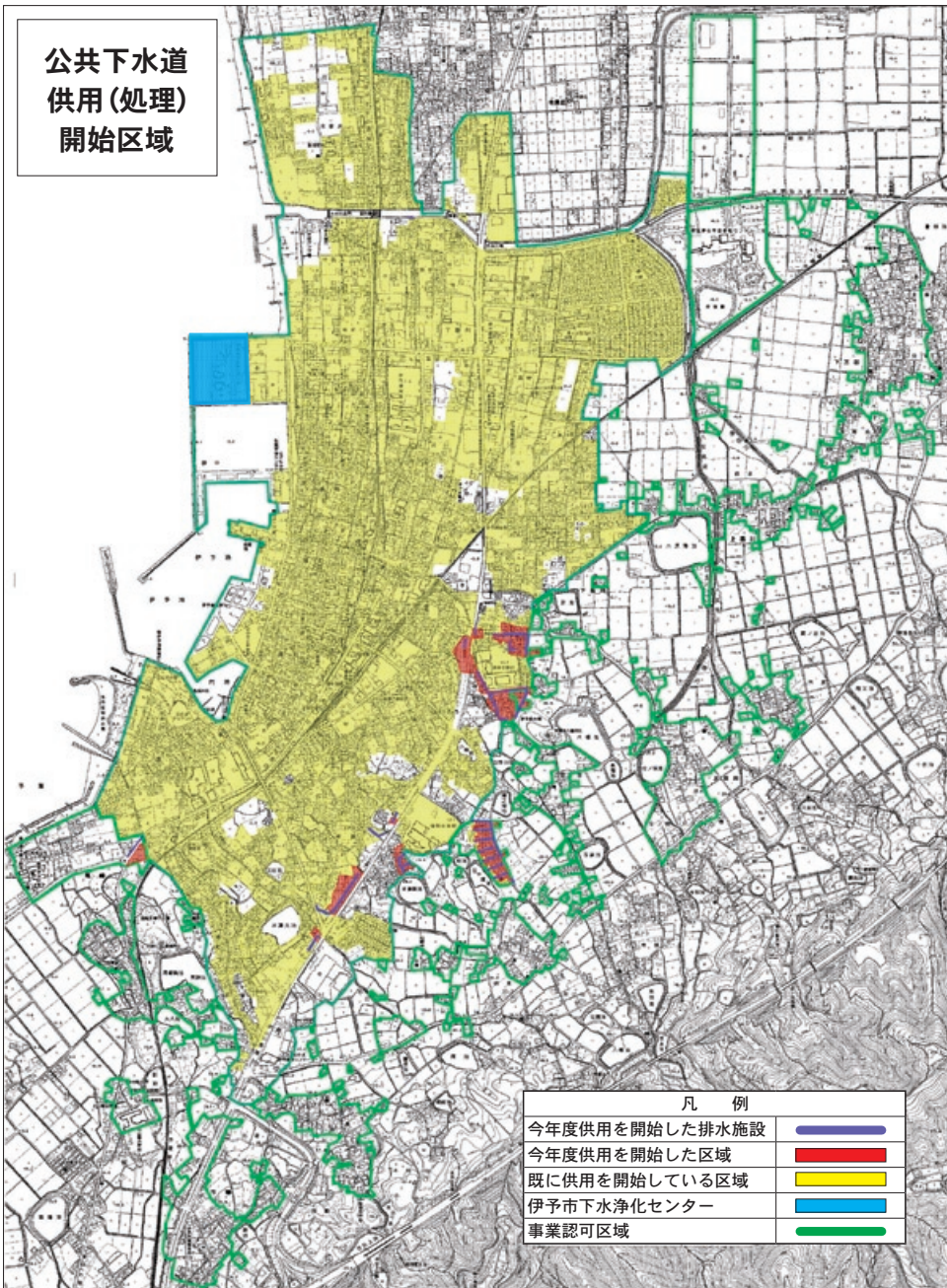


下水道課からのお知らせ

下水道を利用できる区域が拡大しました

市では、より多くの方に下水道を利用していただけるように整備をしています。このたび、新しく下水道を利用できる区域が拡がりました。(左図) 下水道が利用できる区域にお住まいの方は、一日も早く下水道に接続しましょう。



※家庭からの排水は、下水道が利用できるようになった日から、6か月以内に下水道へ流さなければなりません。また、くみ取り式トイレは、3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。

下水道への接続工事

排水設備・水洗トイレの改造工事は、市が指定した「排水設備指定工事店」でなければ工事をしてはならないことになっています。

※指定工事店については、伊予市下水道課へお問い合わせください。

料金の支払いは

口座振替をご利用ください

下水道使用料や下水道受益者負担金の納付は、口座振替が簡単で便利です。「口座振替申込書」に必要事項を記入し、取引金融機関の窓口へ提出してください。

問い合わせ

伊予市下水道課

☎ 982-1111

(内線 585・599)

Sewarage

中山地区・双海地区で浄化槽の設置をお考えの方

伊予市浄化槽市町村整備推進事業

伊予市浄化槽市町村整備推進事業とは

浄化槽を設置したときに希望があれば、市が浄化槽を設置し、維持管理を行います。

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も可。

対象となる地区

【中山地区】

特定環境保全公共下水道、農業集落排水計画区域以外の地区

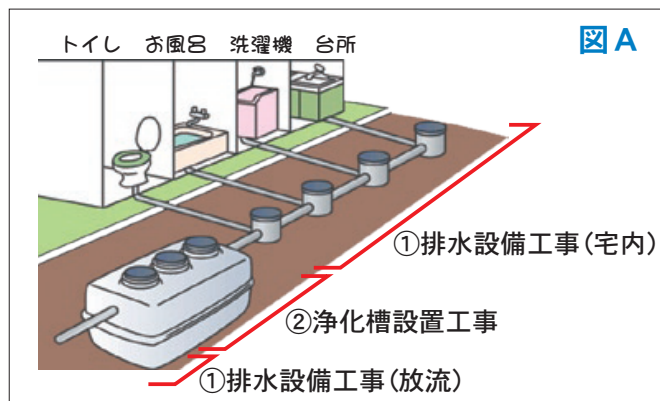
【双海地区】

全地区

※双海地区については、これまで、個人が設置する浄化槽に対して補助する「個人設置型」でしたが、平成22年4月から本事業に変わりました。

個人が負担する経費

- トイレの改造費や水道工事費
 - トイレ・台所・風呂場等から浄化槽までの宅内排水管工事費や浄化槽から放流先までの放流管工事費(図A①排水設備工事費)
- ※工事については、伊予市指定の工事店で行ってください。



分担金一覧表

人槽区分	分担金の額
5～10人槽	130,000円
11～15人槽	200,000円
16～50人槽	補助基準事業費の10%

※浄化槽の設置に要する経費が補助基準事業費(国が定める補助対象事業費)を超えたときは、その額を負担していただきます。

使用料(1か月分)消費税別

世帯人員	使用料
1人世帯	1,620円
2人世帯	2,390円
3人世帯	3,340円
4人世帯	3,810円
5人世帯	4,290円
6人世帯	4,770円
7人以上の世帯	4,770円に6人を超える世帯員1人につき475円を加算した額

※店舗・事務所等については、設置した浄化槽の処理対象人員を世帯人員とします。

分担金

浄化槽を設置するために必要な工事費(図A②浄化槽設置工事)の一部を分担金として負担していただきます。

使用料

設置後の法定検査・清掃などの維持管理は、使用料として負担していただき、市で管理します。

使用料は、2か月分を奇数月に納付していただきます。

※専用住宅は、毎年4月1日を基準日とし、基準日現在の住民基本台帳に登録されている人員とします。(中途加入の場合は、加入時の世帯員数)

複数の世帯で浄化槽を

設置することができます

特殊な地形等で各戸ごとに処理することができない特別の理由があるときには、複数戸で共用・処理することができます。

(例)すでに住宅が密集して自宅の敷地内に浄化槽を設置するスペースがないので、近隣世帯と共同で浄化槽を設置し使用する場合など。

融資あっせん及び

利子補給制度

市では、無利子(利子は市が負担)で借りられる水洗便所改造資金の融資あっせん制度を設けています。

対象工事費	既設トイレの改造及び排水設備工事費
借入限度額	10～50万円(1万円単位)
返済方法	毎月1万円以上(千円単位)の均等償還
要件	<ul style="list-style-type: none"> 返済能力があること 市税及び浄化槽分担金を完納していること 市長が適当と認める連帯保証人1人を有すること

問い合わせ

下水道課 ☎ 982-1111
内線 576-599